

玉村町と群馬県立女子大学の連携協力に関する包括協定書

玉村町と群馬県立女子大学（以下「両者」という。）は、相互の連携協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が包括的な連携協力のもと、まちづくり全般にわたり相互に交流する互惠関係を築き、地域社会の発展、人材の育成及び学術の振興等に寄与することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 両者は、次の事項について連携協力を行う。

- (1) まちづくりの推進に関すること。
- (2) 教育、生涯学習、文化及びスポーツの振興に関すること。
- (3) 研究及び学術の振興に関すること。
- (4) 国際交流に関すること。
- (5) 人材育成に関すること。
- (6) 地域産業の振興に関すること。
- (7) その他両者が協議し必要と認めること。

（連携協力事業）

第3条 連携協力の具体的な事業については、両者が協議して別に定める。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の日の2ヶ月前までに、両者から改廃の申し入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、両者が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、それぞれの代表者が署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年 1月 5日

群馬県

佐波郡玉村町大字下新田201番地

玉村町長 貫井 孝道



署名

貫井 孝道

群馬県

佐波郡玉村町大字上之手1395番地1

群馬県立女子大学

学長 今井 直次郎



署名

今井 直次郎